

令和6年9月24日

平塚市監査委員 市川喜久江
同 城田孝子
同 山原栄一
同 秋澤雅久

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
企画政策部 デジタル推進課
- 2 監査実施日
令和6年6月27日
- 3 監査結果の公表日
令和6年7月26日（平塚市監査委員公表第12号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。 個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 個人情報取扱特記事項に基づく報告漏れを防ぐため、契約時に従前より提出を必須としている届出書に、個人情報取扱特記事項に規定の報告も兼ねるよう、様式の変更を行いました。 また、指摘があった事項を踏まえて課内で共有している契約事務のマニュアルを更新し、課内職員に周知することで、再発防止に努めます。

- ~~~~~
- 1 監査実施対象課
総務部 納税課
 - 2 監査実施日
令和6年6月27日
 - 3 監査結果の公表日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、納期限の設定誤りがあった。</p> <p>(2) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。また、契約書に改訂前の個人情報取扱特記事項を添付していた。</p> <p>平塚市財務規則及び個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 納入通知書に指定する納入期日は、平塚市財務規則第41条に則り、納期限を2週間以内に設定しなければならないことを課内全体で再確認いたしました。</p> <p>納入通知書の作成にあたっては、担当職員2名による二重確認を行うなど、チェック体制を強化します。</p> <p>(2) 契約事務に際し、契約書類が最新のものであることを確認するとともに、契約書類の条項を担当職員2名による二重確認を行うなど、チェック体制を強化します。</p>



- 1 監査実施対象課
総務部 市民税課
- 2 監査実施日
令和6年6月27日
- 3 監査結果の公表日
令和6年7月26日（平塚市監査委員公表第12号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。</p> <p>個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 個人情報取扱特記事項に基づく報告について、報告様式を作成しました。今後契約する受注者に対して、当該様式により報告するよう契約時に求めます。</p>



- 1 監査実施対象課
総務部 固定資産税課
- 2 監査実施日
令和6年6月27日
- 3 監査結果の公表日
令和6年7月26日（平塚市監査委員公表第12号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。</p> <p>個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 契約約款及び個人情報取扱特記事項についての認識不足が、今回の各種報告書類の提出漏れの原因となったことから、朝礼や資料により内容を周知、再確認し、契約における個人情報に関する項目について、職員の理解を深めました。また、防止策として約款等に基づく必要提出書類等を網羅したチェックリストを作成しました。今後、契約事務手続きの際にはこのチェックリストを用いて、契約内容に応じた書類の要否を確認し、適正な事務執行に努めます。</p>

以上